



人とペットの共生を考える

～犬・猫の飼い方・マナーを見直そう～

問 生活環境課環境係 ☎0263⑤0744

人とペットが幸せに暮らすために、私たちにできること

ペットを飼うということは、動物の命を預かるということ。しかし、単に餌を与えてかわいさを楽しむだけでは、責任のある飼い主とは言えません。

日本の犬や猫の飼育頭数は、今や子どもの数より多いのです。ペットが地域社会に受け入れら

犬の飼い主の皆さんへ 犬の飼い方



逸走に気を付けましょう

散歩中はリードでつないで、事故が起こらないように管理しましょう。家の戸の閉め忘れなどに注意し、自宅での管理にも責任を持ちましょう。



散歩中のふん尿は後始末を

散歩中の犬のふん尿は、飼い主がきちんと後始末をし、ふんはもえるごみで処理してください。



無駄ぼえをなくしましょう

飼い犬が長時間ほえ続ける場合は、飼い主が制止しましょう。訳もなくほえ続ける場合は、健康上の問題によるものかもしれません。獣医師などに相談しましょう。

装着していなかった場合、狂犬病予防法による罰則の対象となります。

首輪に鑑札および狂犬病予防注射済票を装着



リードでつながか、おりの中で飼育
※県条例により放し飼いは認められていません。

生後91日以上の犬は、年に1回、狂犬病予防注射を実施

住居の出入り口など、見やすい場所に飼い犬がいると表示
※飼育標示シールは、犬の登録時にお渡ししています。



犬を飼う時に必要な手続き一覧



手続き	内容
登録	生後91日以上の犬は生活環境課に届け出が必要です。
登録事項の変更	犬の所有者や住所(市内転居)、連絡先などを変更した場合、生活環境課に届け出が必要です。
他市区町村からの転入	生活環境課に届け出が必要です。 ■持ち物 転入前の市区町村が発行した鑑札
他市区町村への転出	転出先の市区町村へ届け出が必要です。 ■持ち物 生活環境課で発行した鑑札
死亡	犬が死亡した場合、生活環境課に届け出が必要です。(電話連絡も可)
多頭飼養の届け出	飼っている犬・猫の数が合算して10匹以上となる場合は、県松本保健福祉事務所へ届け出が必要です。

犬のトラブル発生時の連絡先

飼い犬が逃げた(すべてに連絡)

- 県松本保健福祉事務所 (☎0263④1943)
- 塩尻警察署 (☎0263⑤01110)
- 生活環境課 (☎0263⑤0744)

迷い犬を保護した(いずれかに連絡)

- 県松本保健福祉事務所
- 生活環境課

人や他の犬などをかんだ、かまれた

- 県松本保健福祉事務所





ペットを飼う上での四つの心構え

- 飼い主は責任を持って終生飼育をしましょう。
- 衛生的な環境で飼育し、ペットの健康管理をしっかり行いましょう。
- 飼い主が急な入院などでペットの世話ができなくなった時に備え、ペットの世話をしてくれる人を見つけておきましょう。
- 水や餌などの備蓄や、避難時のケージの用意など、災害への備えをしましょう。

令和4年4月以降、ペットショップで販売する犬や猫には原則としてマイクロチップの着用が義務化されています。災害時に消息不明になった犬や猫の判別などに役立ちます。

れながら幸せであり続けるためには、飼い主は、ペットが健康で快適に暮らせるようにし、責任を持って最後まで飼い続ける必要があります。
犬や猫を飼育する上でのルールやマナー、さまざまな手続きを今一度確認しましょう。

猫の飼い主の皆さんへ 猫の飼い方



屋内飼育をしましょう

県内では、猫の感染症防止や安全保持、周辺の生活環境保全の観点から、屋内で飼育することが県条例で努力義務とされています。



不妊・去勢手術を行いましょう

猫は1年に2、3回出産し、1匹の雌猫から1年で20匹以上増えることがあるほど、繁殖力の高い動物です。「これ以上の数は飼えない」という状況になる前に、不妊・去勢手術を実施しましょう。

逃げ出しても
見つかりやすい
ように、首輪・
迷子札などを
付ける

犬・猫を
計10匹以上飼育
する場合は、県松
本保健福祉事務所
への届け出を



野良猫について考える

市には野良猫に関して、「ふんをされて困っている」「荷物を荒らされた」「敷地内で子猫が生まれた」などの相談が多く寄せられています。

野良猫に軽い気持ちで餌を与えることは、飼い主のいない不幸な猫を増やすことになってしまいます。野良猫に餌を与える場合は、次のことを守り、周囲の生活環境にも配慮した行動をしましょう。

- ①「飼い主」としての自覚を持ち、生涯にわたって責任を持って野良猫の面倒を見ましょう。
- ②不妊・去勢手術をして、猫の数を増やさないようにしましょう。
- ③餌は出っぱなしにせず、決めた時間以外は片付けましょう。
- ④トイレを設置し、ふん尿は後始末をしましょう。



7月開始！ 猫の譲渡会

飼い主のいない猫の譲渡会を、保護猫団体のマーマレードキャットと(株)カインズ、本市の共同で7月から新たに実施します。

■日時 毎月第1日曜日 午前11時～午後1時

■場所 カインズ塩尻店

※申し込み、参加費は不要です。

不妊・去勢手術費補助金

市内に生息する飼い主のいない猫への不妊・去勢手術を受けさせた市民に補助金を助成します。

- 対象 6年4月1日(月)以降に手術した猫
 - 助成金額 ○雌 5,000円 ○雄 2,000円
 - 申請上限 1人または1団体最大5匹まで
- ※予算の上限に達し次第終了します。



保護器の貸し出し

不妊・去勢手術を行うなどの目的で、飼い主のいない猫を捕獲する「保護器」を無料で貸し出しています。

※詳細はお問い合わせください。

